

＼新たな事業展開を応援！／

新商品開発や商品の改良、 新たな販路開拓を支援します

◎新商品開発等チャレンジ支援事業補助金

補助 対象者

- 本町に本社を有する法人又は本町に住民登録のある個人事業者
- 町税等の滞納がないこと

補助 対象事業

- 新商品開発・改良事業
 - ・町外へも販売可能な「新商品※」を開発する事業
 - ・既存商品を改良し、新商品と同等の付加価値化に取り組む事業
- ※「新商品」の定義は、裏面をご覧ください
- 販路開拓事業
 - ・新たな流通先の獲得に取り組む事業

補助 対象経費

- 報償費 コンサルタントや講師等への謝金
- 旅費 商談会や展示会への出展費用
- 委託料 調査や包装資材デザイン作成等の委託費用
- その他、新商品開発・改良や販路開拓に要する下記の費用
原材料費、消耗品費、機材購入費・賃借費、
通信運搬費、印刷製本費、使用料、手数料

補助 率・額

- 新商品開発・改良事業
補助対象経費の4分の3以内、補助上限50万円／下限30万円
- 販路開拓事業
補助対象経費の3分の2以内、補助上限30万円／下限10万円

ご注意

- 申請期間 4月1日(火)～
 - ・予算の限りの受付となり、申請順に受け付けます
 - ・事業は令和8年3月31日までに完了する必要があります
 - ・令和4年度に「アフターコロナに向けた特産品開発等支援事業補助金」、令和5年度～令和6年度に本補助金を活用した事業者は、申請出来ません

◎お問い合わせ

〒086-1197 中標津町丸山2丁目22番地
中標津町経済部経済振興課商工労働係

☎ 0153-73-3111 (内線365)

✉ shoukou@nakashibetsu.jp

QRコード：町ホームページ



新商品開発等チャレンジ支援事業補助金 Q & A

Q 1. 「新商品」の条件は？

A 1. 原則、ふるさと納税返礼品と同義になります。

- ①本町で生産された商品
- ②本町で原材料の主要部分が生産された商品
- ③本町で製造、加工の主要部分が行われた商品
- ④本町の地域特性を活かし、主として町内で提供される「サービス」 など
なお、飲食店等で「直接」提供される料理等は対象になりません。

事業対象が不明な
場合など、お気軽に
ご相談ください！

Q 2. 新商品開発・改良事業とは？

A 2. 新商品の開発や、既存の商品を改良し新商品と同等の価値を付加する取り組みを言います。いずれも、町外・域外へ販売可能な商品であることが必要です。

Q 3. 販路開拓事業とは？

A 3. 商品の新たな流通先（販売先・卸売先・通信販売など）を獲得するための取り組みを言います。現在取扱っていない対象や手段であることが必要です。

Q 4. 申請の対象者・事業は？

A 4. 事業に必要な資格や許可を有し、商品を自ら製造・加工、販売する事業者が対象となります。事業は、令和7年度中に実施したものを対象とし、令和8年3月31日までに経費の支払いを含め、事業を完了することが必要です。また、事業終了後3年間行う状況調査に協力いただくことが必要です。本町のふるさと納税事業者登録及び返礼品登録を行っていただければと、町もSNSなどにより事業者・商品の魅力発信を行います。

Q 5. 対象とならない取り組みや費用はありますか？

A 5. 主な事例は、以下のとおりです。

- ・対面販売のみを企図した取り組み
- ・町内及び域内へのチラシの配布や広告掲載費用
- ・一般販売を主な目的とする催事や研修等への参加費用
- ・汎用性の高い機材の調達（パソコン・タブレット・プリンターなど）
- ・通常の事業活動のための費用
（販売商品の製造費用、取引先への訪問旅費、機材の同等品への更新費用）
- ・権利や資格等の取得に要する費用、振込・代引手数料

Q 6. 申請はいつから可能ですか？

A 6. 4月1日から受付を開始し、申請額が予算額に達した段階で締め切ります。

Q 7. 必要な書類を教えてください。

A 7. 申請書類及び実績報告書類は、町ホームページからダウンロード可能です。ホームページには、書類の記載例も掲載しています。

Q 8. 事業計画を途中で変更したいときは？

A 8. 可能な限りご希望に添えるよう対応しますので、直ちにご相談ください。相談なく事業計画を変更をした場合や事業を中止した場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあります。なお、補助金の増額変更はできません。